

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。


(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後

改正前


(18 更正の請求書(単体申告用))

(18 更正の請求書(単体申告用))

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		更正の請求書 (単体申告用)		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名等			
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名			㊤
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
〔国税通則法第23条 法人税法第80条の2 租税特別措置法第66条の4〕の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に 至平成 年 月 日 について下記のとおり更正の請求をします。					
記					
区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
所得	所得金額又は欠損金額	1	円		
	同上的内 訳	軽減税率適用所得金額	2		
		その他の金額(1-2)	3		
	法人税額	4			
法人税額の特別控除額		5			
差引法人税額(4-5)		6			
リース特別控除取戻税額		7			
土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	8			
	同上的に対する税額	9			
留保金	課税留保金額	10			
	同上的に対する税額	11			
使途 秘匿金	使途秘匿金額	12			
	同上的に対する税額	13			
法人税額計(6+7+9+11+13)		14			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15			
控除税額		16			
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17			
中間申告分の法人税額		18			
差引	納付すべき法人税額	19			
	還付金額	20			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21			
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日			
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行	本店・支店	貯金口座の記号番号	—	
	金庫・組合	出張所	—	—	
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		郵便局名等			
預金口座番号					
税理士署名押印		㊤			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年月日	確認 印	

24.01改正

(法 1101)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		更正の請求書 (単体申告用)		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名等			
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名			㊤
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
〔国税通則法第23条 法人税法第80条の2〕の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に 至平成 年 月 日 について下記のとおり更正の請求をします。					
記					
区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
所得	所得金額又は欠損金額	1	円		
	同上的内 訳	軽減税率適用所得金額	2		
		その他の金額(1-2)	3		
	法人税額	4			
法人税額の特別控除額		5			
差引法人税額(4-5)		6			
リース特別控除取戻税額		7			
土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	8			
	同上的に対する税額	9			
留保金	課税留保金額	10			
	同上的に対する税額	11			
使途 秘匿金	使途秘匿金額	12			
	同上的に対する税額	13			
法人税額計(6+7+9+11+13)		14			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15			
控除税額		16			
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17			
中間申告分の法人税額		18			
差引	納付すべき法人税額	19			
	還付金額	20			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21			
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日			
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行	本店・支店	貯金口座の記号番号	—	
	金庫・組合	出張所	—	—	
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		郵便局名等			
預金口座番号					
税理士署名押印		㊤			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年月日	確認 印	

20.06改正

(法 1101)

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(18 更正の請求書（単体申告用）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2又は租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した欠損金額が過少となったこと（申告書に欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限）から <u>5</u> 年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限）から6年以内

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求の場合は9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。

2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(18 更正の請求書（単体申告用）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条又は法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した欠損金額が過少となったこと（申告書に欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限）から <u>1</u> 年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(追 加)	

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求の場合は9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。

2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(196 更正の請求書(連結申告用))

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div>		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号	
				※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名			
		納税地	〒	電話 () -	
		(フリガナ) 代表者氏名		㊟	
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
国税通則法第23条 法人税法第82条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき、自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 至平成 年 月 日 について下記のとおり更正の請求をします。					
記					
区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	
	内訳	軽減税率適用連結所得金額	2		
		その他の金額(1-2)	3		
	法人税額		4		
法人税額の特別控除額		5			
差引法人税額(4-5)		6			
リース特別控除取戻税額		7			
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		
	同上に対する税額		9		
連結留保金	課税連結留保金額		10		
	同上に対する税額		11		
使途秘匿金	使途秘匿金額		12		
	同上に対する税額		13		
法人税額計(6+7+9+11+13)		14			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15			
控除税額		16			
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17			
連結中間申告分の法人税額		18			
差引	納付すべき法人税額		19		
	還付金額		20		
翌期へ繰り越す連結欠損金		21			
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日			
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	
		3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等			
税理士署名押印		㊟			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
				通信日付印	年月日
					確認印

24.01 改正

改正前

(196 更正の請求書(連結申告用))

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div>		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号	
				※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名			
		納税地	〒	電話 () -	
		(フリガナ) 代表者氏名		㊟	
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
国税通則法第23条 法人税法第82条 の規定に基づき、自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 至平成 年 月 日 について下記のとおり更正の請求をします。					
記					
区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	
	内訳	軽減税率適用連結所得金額	2		
		その他の金額(1-2)	3		
	法人税額		4		
法人税額の特別控除額		5			
差引法人税額(4-5)		6			
リース特別控除取戻税額		7			
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		
	同上に対する税額		9		
連結留保金	課税連結留保金額		10		
	同上に対する税額		11		
使途秘匿金	使途秘匿金額		12		
	同上に対する税額		13		
法人税額計(6+7+9+11+13)		14			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15			
控除税額		16			
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17			
連結中間申告分の法人税額		18			
差引	納付すべき法人税額		19		
	還付金額		20		
翌期へ繰り越す連結欠損金		21			
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日			
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	
		3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等			
税理士署名押印		㊟			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
				通信日付印	年月日
					確認印

19.04 改正

改 正 後

(196 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書(連結申告用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2又は租税特別措置法第68条の88第17項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した連結欠損金額が過少となったこと(申告書に連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から <u>5年以内(注)</u>
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) <u>租税特別措置 68 条の 88 第 17 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から <u>6年以内</u>

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求の場合は9年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。)
 2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。

5 この請求書の各欄の記載は、次によります。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる連結確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(196 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書(連結申告用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条又は法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した連結欠損金額が過少となったこと(申告書に連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から <u>1年以内</u>
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(<u>追 加</u>)	

(追 加)

(追 加)

3 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。

4 この請求書の各欄の記載は、次によります。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる連結確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。